

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

休刊のお知らせ

次週号は休刊とさせていただきます、
次回は5月11日(月)号となります。
コロナ禍が終息に向かい、普通の生活と経済活動が戻ることを願います。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

4/27(月) 友引
28(火) 先負
29(水) 仏滅 昭和の日
30(木) 大安 月末時の税務・労務など
5/ 1(金) 赤口 八十八夜
2(土) 先勝
3(日) 友引 憲法記念日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/20(月)	19,669 ▼228	107.69 △0.10
21(火)	19,281 ▼388	107.38 △0.31
22(水)	19,138 ▼143	107.59 ▼0.21
23(木)	19,429 △291	107.63 ▼0.04
24(金)	19,262 ▼167	107.69 ▼0.06

「持続化給付金」と「特別定額給付金」

緊急経済対策に盛り込まれた事業主に対する「持続化給付金」や、個人に対する「特別定額給付金」は、国会に提出された令和2年度補正予算案の成立後に実施されます(今月30日成立見通し)。

◆特に影響を受けた事業主への「持続化給付金」

持続化給付金は、新型コロナにより特に大きな影響を受けている事業者に対して、給付するものです。

◎対象者……本年1月以降、売上(事業収入)が前年同月比50%以上減少した月(対象月)がある事業者で、資本金10億円未満の法人や、個人事業者が対象となります(医療法人、NPO法人等も対象)。

◎給付額……法人は200万円、個人事業者は100万円を上限として、対象月の属する事業年度の前年度における売上からの減少分が給付額となります。

なお、給付額は【前年度の総売上(対象月の売上×12)】で計算します(10万円未満は切り捨て)。

◎申請手続……申請期間は、補正予算成立の翌日から令和3年1月15日までです。また、申請方法は基本的に持続化給付金の申請用HP(補正予算成立の翌日に開設予定)からの電子申請となります。

◆1人10万円を給付する「特別定額給付金」

特別定額給付金は、家計への支援を行うため、一律で1人当たり10万円を給付するものです。

◎対象者等……基準日(本年4月27日)において住民基本台帳に記録されている全ての方が対象となります。なお、受給権者は世帯主となります。

◎申請手続……申請の開始時期は市区町村で設定されます。また、申請方法は申請書に記入し郵送する方法と、マイナポータルから電子申請する方法(マイナンバーカードを所持している場合)があります。

■この記事の詳細は、情報BOX201516

中小企業等の固定資産税等の軽減措置

緊急経済対策における地方税の措置として、中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置が実施されます(関係法案の成立が前提)。

これは、本年2月から10月までの任意の3カ月間における売上について、「前年同期比30%以上50%未満減少している場合は1/2」、「前年同期比50%以上減少している場合は全額」を、令和3年度課税の1年分に限り減免するものです。

なお、売上減少要件を満たしているかについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けた上で、令和3年1月31日までに各市町村へ申告した場合に適用されます。

★★★ 5月のチェックポイント ★★★

※コロナ禍から家族と会社を守るために、感染予防対策を徹底します。コロナ禍の影響により休業や売上の減少などを受けた企業は、自社に最適な国や地方自治体・金融機関などの様々な制度を活用し、早目の申請を行います。

※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、賃金台帳に転記して6月からの徴収に備える。

※自治体により発送時期が異なりますが、固定資産税や自動車税の納税通知書が届いたら、課税内容や納付期限を確認します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

事業者に対する「持続化給付金」と、個人に対する「特別定額給付金」

◆持続化給付金の概要（※令和2年度補正予算成立が前提で、内容変更の可能性もあります）

新型コロナウイルスの感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧として、事業全般に広く使える給付金を支給します。

◎給付対象

以下を要件を満たす幅広い業種の事業者が対象となります。

(1)令和2年1月から12月までの間で、新型コロナウイルスの影響により、事業収入（売上）が前年同月比で50%以上減少している月（以下「対象月」）が存在すること。

(2)令和元年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(3)法人の場合は、令和2年4月1日時点において、資本金の額又は出資の総額が10億円未満、もしくは資本金等の定めがない場合は常時使用する従業員の数が2000人以下であること。

※医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人も対象。

◎給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円を上限額として、対象月の属する事業年度の直前の事業年度（個人事業者は令和元年）の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じた額を差し引いた金額が給付額となります。

給付額の算定式（法人の場合）は、【給付額（上限200万円）＝A－B×12】となります。

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入　　B：対象月の月間事業収入

※給付額は10万円単位となり、10万円未満の端数は切り捨てる。

◎申請期間

給付金の申請期間は令和2年度補正予算の成立翌日から令和3年1月15日までとなります。

◎申請方法

持続化給付金の申請用ホームページ（令和2年度補正予算成立の翌日に開設予定）からの電子申請となり、登録後に基本情報や売上、口座情報を入力した上で、必要書類（確定申告書類の控え、売上台帳の写しなど）を添付し、申請します。

※必要に応じ、感染症対策を講じた完全予約制の申請支援窓口を順次設置。

◆特別定額給付金の概要（※令和2年度補正予算成立が前提で、内容変更の可能性もあります）

新型コロナウイルスという国難の克服に向けて、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計を支援するため、一人当たり10万円の給付を実施します。

◎給付対象者及び受給権者

給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者で、収入等の条件はありません。また、受給権者は、対象者の属する世帯の世帯主となります。

◎給付額

給付対象者1人につき10万円を給付します。

◎申請及び給付方法

給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行います。なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認めます。

(1)郵送申請方式：市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送。

(2)オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）：マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）。

◎申請の受付開始時期

申請の受付開始時期は各市区町村において設定されます（郵送申請方式、オンライン申請方式のそれぞれに受付開始日が設定可能）。なお、申請期限は、各市区町村が設定した郵送申請方式の受付開始日から3ヵ月以内となります。

◎配偶者からの暴力を理由に避難している方への措置

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない場合は手続きをすることで、世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、申請を行い給付金を受け取ることが可能、手続きを行った方とその同伴者分の給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があっても支給しない、といった措置が受けられます。